GROUPE CLARINS

CLARINS WE CARE

責任ある原料調達に関する憲章

2023

目次

原料の分類 / 3
責任ある原料調達 / 4
付録1、/ 8
付録2、/ 13

原料の分類。

クラランスの製品は、1種類または数種類の原料から作られています。
これらは3つのカテゴリーに分類されます：

植物。

植物エキス、オイル、バター、ワックスまたはエッセンシャルオイル。

天然由来成分

天然由来の添加物、バイオテクノロジーにより得られた原材料、または非農業由来の溶媒成分

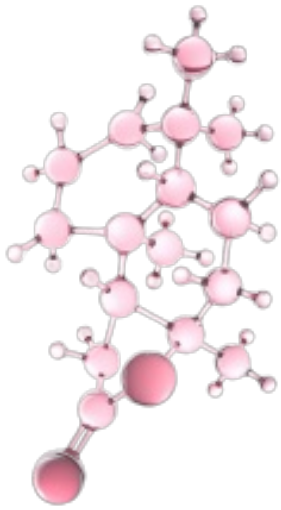

合成成分。

ペプチド、主要合成分子、有機サンフィルターなど

責任ある原料調達

クラランスは、ISO 16128規格を参考に、ブランド特有の補足的な要求事項とともに、責任ある原料調達に関する憲章を制定しました。

植物について

クラランスのハーバリウムの一部となる新しい植物には、3段階の条件があります：

- 「ドメーヌ クラランス」：ドメーヌ クラランス（フランスアルプス地方）、および必要に応じて「クラランス自社農園」のサプライチェーンの植物。
- 「クラランス自社農園」（CCF）：収穫地までのトレーサビリティ。
- 「前提条件」：最低限必要な条件。前提条件を満たさない原料は、クラランスのカタログに掲載することはできません。

それぞれのレベルの必要条件には、前のレベルの条件が含まれていなければなりません（内容に対応し、独自の必要条件が追加されます）。

野生の保護種は一切使用いたしません。

植物について

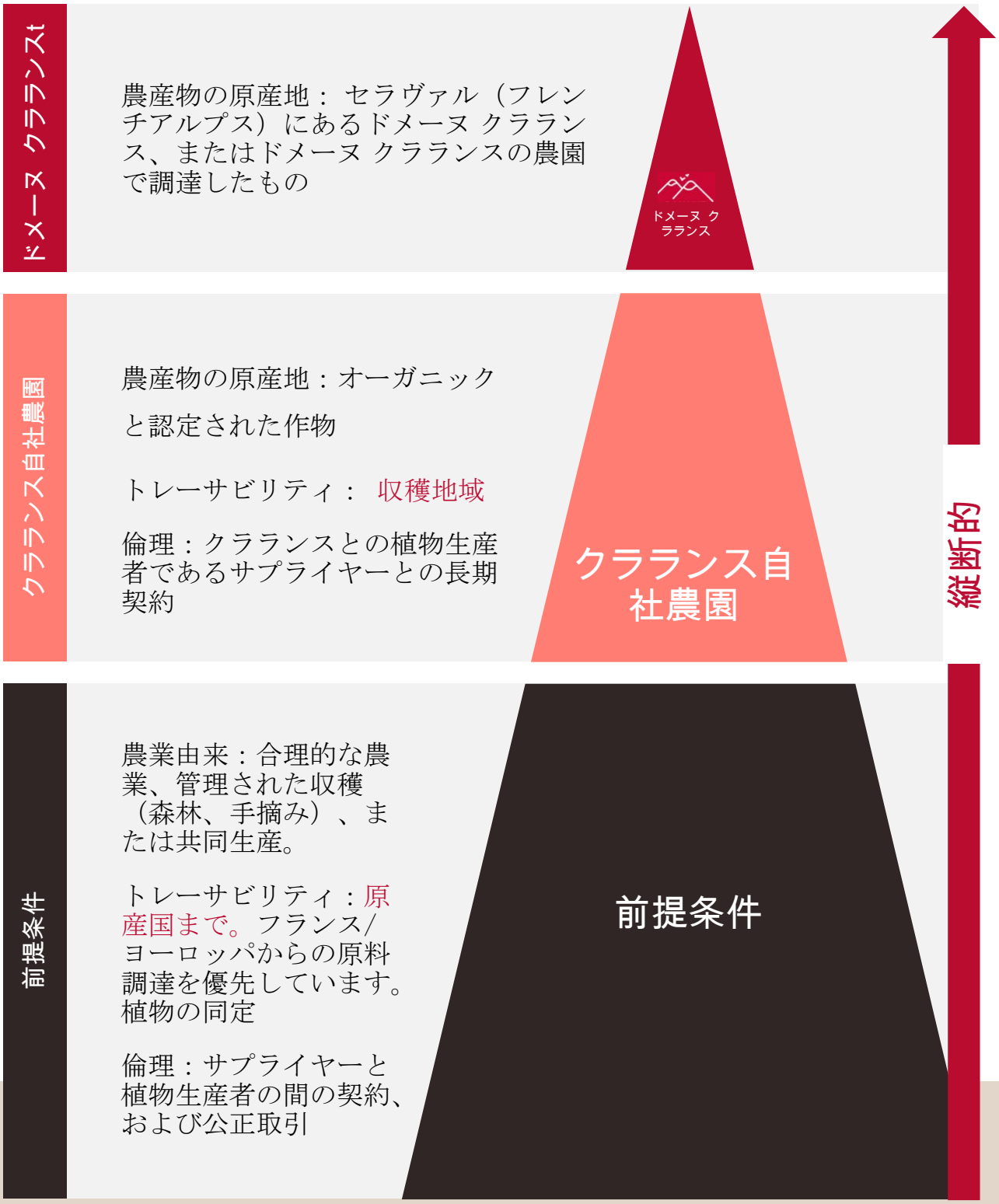
ドメーヌ クラランスt
農産物の原産地： セラヴァル（フレンチアルプス）にあるドメーヌ クラランス、またはドメーヌ クラランスの農園で調達したもの
ドメーヌ クラランス
クラランス自社農園
農産物の原産地：オーガニックと認定された作物
トレーサビリティ： 収穫地域
倫理：クラランスとの植物生産者であるサプライヤーとの長期契約
クラランス自社農園
前提条件
農業由来：合理的な農業、管理された収穫（森林、手摘み）、または共同生産。
トレーサビリティ：原産国まで。フランス/ヨーロッパからの原料調達を優先しています。植物の同定
倫理：サプライヤーと植物生産者の間の契約、および公正取引
前提条件
縦断的

責任ある原料調達

天然由来成分について

トレーサビリティ

クラランスは、原料の調達およびトレーサビリティに関するポリシーを制定することに尽力しています：

- 主要農産物のサプライチェーンについて：パーム油、サトウキビ、大豆、ココナッツオイル、テンサイ、菜種、シア
- およびミネラルのサプライチェーン：主に責任あるマイカイニシアティブを通じたマイカ。

クラランスは、原産国、可能であれば収穫地までの完全なトレーサビリティを持つ農産物のサプライチェーンを推奨しています。

様々なサプライチェーンが抱える多様な課題に対応し、可能な限りの改善を図るため、クラランスはサプライヤーとのパートナーシップのもと、生物多様性プログラムや社会プロジェクトを開発しました。

生分解性/生態毒性

クラランス製品には、生分解性が高く、生態毒性リスクのない原材料を使用しています。

クラランスでは、製造工程で「グリーン」ケミストリーの原則を尊重する原材料の使用も推奨しています。

合成成分について

クラランスでは、生態毒性のリスクがなく、生分解性の合成由来成分を厳選しています。

クラランスでは「グリーン」ケミストリーによる合成成分を優先し、再生可能な資源から得られる代替成分を採用しています。

付録1、

定義。

定義。

オーガニック認証

有機農法とそれに付随する認証は、認証を行う団体に関係なく、認証を受けた団体がヨーロッパで認知されている限り有効です。

持続可能な森林管理

以下の持続可能な林業プログラムが認められています： PEFC、FSC、その他森林の持続可能な管理開発を保証するための取り組みであり、独立した認証機関によって認証されたもの。

合理的な農業

クラランスにおいて、合理的な農業とは、生物多様性、土壌の質、水資源、植物衛生製品という4つのテーマに基づいています。合理的な農業を実践するためには、テーマごとに定められた規制を尊重することも必要です。合理的な農業慣行に関する違反基準は以下の通りです：

- 現地の規則に従い、動植物の保護区域を尊重しないこと；
- 植物検疫用製品を（区別なく）体系的に使用すること；
- 植物検疫製品を取り扱う職員に対する研修を実施していないこと；
- 植物検疫製品の推奨量（フォローアップの日付と使用量）を守っていないこと。

フェアトレード

次の認証/ラベルが認められている： FairForLife、UEBT、Fairtrade FLOCERT、またはクラランスが過去に検証したものであれば、認定された独立組織によるその他の認証。

定義。

クラランスボーナス

原材料の仕入れ値に基づき指数化しているため、年間を通じて一定の金額を確保することができます。この金額により、サプライチェーンの影響を直接受ける地域、できればHDIの低い国々で、社会・環境プロジェクトを立ち上げることが可能になります。

人間開発指数（HDI）

人間開発指数は、国連が開発した複合統計指数であり、世界各国の人間開発のレベルを評価するために使用されています。HDIは、住民一人当たりの国内総生産、出生時の平均余命、17歳以上の教育水準という3つの基準に基づいています。

保護対象種

保護対象種とは、1973年3月3日付の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の付録I、II、IIIに記載されている国際自然保護連合の「レッドリスト」に掲載されている（絶滅のおそれがある）植物種のことです。

合成成分

「合成成分」とは、ISO16128-1規格の第5条およびISO16128-2規格の第4.3.2条に記載されている通り、天然ではない成分を指します。このカテゴリーに含まれるのは、ISO 16128規格により主成分が非天然成分とみなされる原材料、または天然由来成分が50%以下（混合物の場合）の原材料です。

クラランス自社農園

「植物の責任ある原料調達ーレベル2」の章に記載されている「植物」カテゴリにおける要求される原材料の調達基準のレベルクラランスの特権的工場パートナー、または収穫地域のトレーサビリティが確立され、クラランスと正式に契約を結んだサプライヤーとして指定されます。

定義。

ドメーヌ クラランス
セラヴァルにあるアルプス農場（COURTIN-CLARINS社所有）にある農業事業。

生分解性指数
物質の生分解性とは、微生物によって分解される能力のことです。

生分解性材料
分解の程度や分解に必要な時間、分解生成物などを考慮した、特定の環境下で生物学的に分解されやすい体質のことです。得られた値（OCDE 301B試験）により、原材料は2つのレベルに分類されます：値が60～90%の場合は*生分解性*、90%以上の場合は*易生分解性*。

原材料
材料は1種類または数種類でもよい。

原材料の主成分
原材料の主な活性を促進する成分。

植物
「植物」の概念は、ISO 16128-1規格の第2.1条およびISO 16128-2規格の第4.3.1条で定義される、植物種由来の「天然成分」に相当します。このカテゴリーに含まれるのは、ISO 16128規格により主成分が植物種であり、天然成分とみなされる指標を持ち、原材料全体の天然由来含有率が50%を超える原材料です（これは混合物の場合です）。

定義。

レスポンシブル・マイカ・イニシアティブ

レスポンシブル・マイカ・イニシアティブは、2022年までに児童労働を排除した責任ある持続可能なマイカのサプライチェーンをインドで確立することを使命とする、熱心な関係者から成る連合体のことです。

詳しくはこちらをご覧ください： RMI ー団体概要 (responsible-mica-initiative.com)

生態毒性リスク

原料の水生環境に対する毒性のリスク。このリスクを評価するため、様々なOCDEモデルが使用されています：物質への暴露 72 時間後の淡水中の緑藻（ムレミカヅキモ）の成長を測定することによる水生植物への毒性（OCDE 201）； 水生動物（淡水）に対する毒性は、48 時間でミジンコ（オオミジンコ）の 50%が動けなくなる濃度（OCDE 202）を測定することにより、サンゴ（トゲサンゴ）に対する毒性は、48時間と96時間でポリプの退縮とサンゴの芽の白化を引き起こす最小量を測定することにより判定します。

農業溶剤

ISO 16128による天然由来原材料の定義を満たす。

付録2、

ワイルド
ハーベストに関するベストプラクティス憲章。

ワイルド
ハーベストに関するベストプラクティス
憲章。

自然は生きている場所であり、正しく手入れをしなければ劣化してしまいます。収穫者、植物エキスのサプライヤー、製品に植物エキスを使用する製造業者、そしてその他すべての仲介業者は、生態系と生物多様性を尊重する上で大きな責任を担っています。

ワイルドハーベストとは、農業地域または非農業地域で、自然に生育する植物を伐採することです。

高級化粧品メーカーとしてクラランスグループは、ワイルドハーベストに関するベストプラクティス憲章を導入することにしました。

この憲章の目的は、植物の収穫に携わるすべての関係者、パートナー、第三者が、次の責務を共有し、尊重し、実施するよう徹底することです：

所有物への配慮

収穫者の誓約：

- 土地の所有者（ONF、町、地方自治体など）に、その土地に存在する植物の収穫を要請し、書面による承認を得ること（例えば、収穫証明書[1]へ所有者が署名することは、誓約の証明となります）。
- 収穫エリアに存在するすべての資材や設備（フェンス、植物栽培など）に配慮すること。
- ゴミを残さず、所有地を尊重すること。
- 「オーガニック」認定を受け、汚染の兆候のない土地で収穫すること。

1、エコサート様式「自然地域または農業地域における植物の採取に関する宣言書」（F-SC-323）。

ワイルド
ハーベストに関するベストプラクティス憲章。

社会的条件への配慮

収穫者の誓約：

- 就労可能な最低年齢に達した人々を雇用すること。
- 強制労働、体罰、心理的または言語的圧力、暴言、給与減額などの懲戒手段に頼らないこと。
- 法律で定められた最低限の給与を支払うこと。
- 労働時間の上限を尊重すること。

当社のサプライヤーは、この「ワイルドハーベストに関するベストプラクティス憲章」を読み、同意し、適用することを証明し、パートナーにこれを推進します。

クラランスグループについて

代表者： Sandrine WEBER

役職： *サステナブル・ソーシング・マネージャー*

署名：

GROUPE
CLARINS